

今後の流れ

- (1) 区が委託する事業者から連絡があります。捕獲器設置の日時等を調整してください。
- (2) 要綱の別表2に定める事項を遵守してください。

利用者の方にさせていただくこと（ルール）

- 1 現地調査、捕獲器の設置・回収、捕獲器の餌の交換、対象動物の回収、捕獲器撤去後の消毒、糞等の清掃及び錯誤捕獲時のわなの開放時に立ち合いをしてください。
- 2 設置した捕獲器は無断で移動させないでください。
- 3 事業の実施について、近隣へ周知してください。また、捕獲器設置による事故防止のため、区が配布する注意喚起のチラシを第三者から見やすい場所に掲示してください。
- 4 毎日、捕獲器を見回り、餌の状況確認等、適切に管理してください。
- 5 餌を用意し、週1回程度、捕獲器につけられた餌を付け替えてください。
- 6 動物が捕獲された場合、速やかに事業者ご連絡してください。
- 7 生活環境被害がある場合、その対策（侵入口を塞ぐ等の工事、糞尿撤去、清掃等）及び再発防止のための対策をしてください。

- 捕獲された動物の状態によっては、東京都環境局自然環境部計画課鳥獣保護管理担当に対応を依頼する場合があります。（例：疥癬にり患していた場合）
- 上記4・5・6について、方法・連絡先は、捕獲器の設置時に事業者より説明いたします。
- 上記5について、「屋内（屋根裏、床下など）」に捕獲器を設置した場合は、餌の交換、捕獲器周囲の消毒・清掃を事業者が行います。
- 上記6について、タヌキ等のハクビシン・アライグマ以外の動物が捕獲された場合は事業者がわなを開放します。なお、捕獲された動物をむやみに長時間保管すると動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）違反となりますので、速やかに事業者にご連絡してください。
- 上記7について、対応・対策は、ご自分で任意の消毒清掃事業者にご依頼してください。費用は自己負担です。契約の前に、複数の事業者から対策方法や費用、事後対応について見積書をもらうことをご勧めします。見積書の発行に費用がかかる場合もありますので、ご確認ください。
- 屋内侵入口閉塞工事費用については、区の助成制度があります。詳しくはホームページをご覧ください。

注意事項

- (1) 要綱に定めのない事業の費用は、区は負担しません。
- (2) 本事業は同一年度内に何回でも利用できます。(その都度、申請が必要です。)
- (3) 利用者が管理している間の事故(器具・機材または構築物等の破損または汚損および捕獲器設置に係る負傷等)については、利用者の責任においてその賠償を行うことになります。
- (4) ダニ等の寄生虫や人・ペットにうつる感染症等の予防、咬まれたり引っ掻かれたりする危害防止のため、ハクビシン・アライグマには決して触れたり脅かしたりしないでください。
- (5) 排泄物(糞・尿)や血液、だ液等に触れないように注意してください。
- (6) 子どもやペット等が捕獲器やハクビシン・アライグマに近づかないよう注意してください。

ハクビシン (学名: *Paguma larvata*)



アライグマ (学名: *Procyon lotor*)

